

6月は「土砂災害防止月間」です 自分の命は自分で守る 備えをしましょう



これからの季節は1年のうち最も降水量が多く、土砂災害が発生しやすい時期です。土砂災害は事前予測が難しい上、破壊力が大きく、一瞬にして尊い命や家屋などを奪ってしまいます。被害を最小限にするため、住んでいる地域の状況を事前に調べておく必要があります。詳しくは、☎危機管理室(☎2130)へ。

避難指示の発令

災害対策基本法が改正され、レベル4が避難指示に一本化されました。各防災関係機関(県や気象庁など)の防災気象情報なども、住民自ら行動する判断の参考に「警戒レベル相当情報」として提供されています。市は、これらの情報を総合的に判断し、警戒レベルを用いて避難指示を発令します。

自主避難とは?

災害時に市が発令する「避難指示」を待たずに、自主的に避難することです。避難指示が発令されていない場合、身の危険を感じた場合は、避難所などの安全な場所へ早めに避難してください。

防災行政無線や渋川ほっとマップメール、市ホームページ、テレビなどで周知しますので、情報収集に努めてください。

4月1日から気象防災 アドバイザーを設置しました

市は、台風や風水害などの気象災害に備え、気象防災アドバイザーを設置しました。気象防災アドバイザーとは、地方公共団体の防災の現場で活動する、防災の知識を兼ね備えた気象の専門家です。国土交通省から気象台O・B・O・Gなどに委嘱されます。

平常時は、防災気象情報の読み解き方法などについて地方公共団体の職員や住民に対し解説するなどして、有事の際の対応を支援します。災害発生が見込まれる際は、地方公共団体の災害対策本部などに駐在し、防災業務を担当職員に対して、地域の特性を踏まえた気象解説を実施するなど、地方公共団体のスタッフとして防災業務を直接支援します。

「自らの命は自らが守る」意識を持って 災害に備えましょう

市気象防災アドバイザー 尾台 正信さん

私たちは「自分は大災害に遭うことはない」と漠然と考えています。近年の大災害を見ても、被災した人々はそろって「まさか、自分がこんなことに…」と口にします。この「まさか」は必ずやってきます。その時に備えて災害をイメージし、「他人事」ではなく「自分事」として捉え「自らの命は自らが守る」意識を持ちましょう。

新型コロナウイルスが流行している状況下でも災害は起きます。「避難」とは「難」を「避」けることであり、危険な場所にいる人は避難することが原則です。避難先は、指定緊急避難場所や公民館ではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも選択肢の一つです。一方で、安全な場所にいる人は避難所などに行く必要はありません。いざ災害が起きたときに、避難所などへの避難が本当に必要か?判断できるよう、ハザードマップを事前に確認しておくことが大切です。

難しでしょう。市は、防災情報や気象状況を考慮して、自主避難所を開放します。避難の際は、食事や着替え、常備薬や寝具などの生活必需品を持参してください。

避難所の開設・混雑状況が確認できます

市が災害時に開設する避難所の位置や混雑具合を、スマートフォンやパソコンなどでリアルタイムに確認できます。混雑状況が随時確認できることで、コロナ禍での3密回避や分散避難にもつながります。混雑状況は「空いています」「やや混雑」「混雑」「満」の4段階で表示されます。左記2次元コードから確認してください。



▲こちらからアクセスできます

ハザードマップを活用しましょう

本格的な雨の時期に入る前に、各家庭に配布している「ハザードマップ」と「洪水ハザードマップ」で、自分がいる場所に災害の危険・浸水想定区域や土砂災害警戒区域があるかを確認してください。災害の危険が示されていない場合は、避難する必要はありません。

自然災害などのリスクに備えて 事業継続力強化計画を策定しましょう

近年、全国各地で頻発する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症などのリスクが顕在化しています。こうした自然災害や感染症拡大の影響は、個々の事業者の経営だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

大規模災害などはいつ発生するか分かりません。もしものときに備えて、防災・減災等の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」などを策定し、自然災害や感染症への事前の備えや、事後のいち早い復旧ができるようにしましょう。

〈「事業継続力強化計画」を策定した事業者への助成について〉

新型コロナウイルス感染症などに関する対応を含む「事業継続力強化計画」を策定し、自然災害および感染症などへの対応力の向上に取り組む市内小規模事業者には、助成金10万円を交付する制度があります。申請期限は、8月31日(火)(先着順)です。 ※当該計画が経済産業大臣による認定を受けることなど、交付には他にも条件があります。詳細は、市ホームページを確認してください



▲市ホームページはこちら

詳しくは、☎商工振興課(☎2596)へ。

防災行政無線戸別受信機の 購入・設置費用を一部補助します

防災行政無線戸別受信機の設置を希望する世帯に対して、購入および設置費用の一部を補助します。

対象 全世帯
補助率 非課税世帯3分の2以内、非課税世帯以外2分の1以内(限度額10万円)
※予算に達し次第終了
申込み・問合せ先 電話で☎危機管理室(☎2130)へ



電話・ファクスによる 災害時緊急情報配信サービスを実施しています

携帯電話を使用していない世帯で、緊急情報の入手が困難な人に、自宅の電話やファクスに災害時緊急情報を配信するサービスを実施しています。

詳しくは、☎危機管理室(☎2130)へ。

対象 ▷電話＝高齢者、障害のある人などの要配慮者や、防災行政無線が聞き取りにくい人のうち、携帯電話やスマートフォンを使用していない世帯
▷ファクス＝聴覚に障害のある人等で、携帯電話やスマートフォンなどを使用していない世帯

携帯電話・スマートフォンを持っている人 災害時緊急情報は、渋川ほっとマップメール、各携帯電話の緊急速報メール、Yahoo!防災速報アプリ、twitter、facebookなどでも配信しています。携帯電話・スマートフォンを持っている人はこちらを利用してください

土砂災害の前兆現象

次のような現象は、土砂災害が発生する前兆れといわれています。見かけたら、すぐにその場を離れ、安全な場所に避難しましょう。迅速な行動が、命を守ることにつながります。
①崖から水が噴き出る
②小石が落ちてきた
③川の水が減る(川が止まる)
④川に木の葉や枝が流れてきた
⑤川の水が濁ってきた
⑥山からおかしな音が聞こえた

市区町村による 避難情報など (警戒レベル)			気象庁などによる 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)			
警戒レベル	状況	避難行動など	避難情報など	警戒レベル相当情報	浸水情報	土砂災害情報
5	災害発生・切迫	命の危険があります。ただちに安全を確保してください	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
警戒レベル4までに必ず避難						
4	災害の恐れが高い	危険な場所から全員避難してください	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の恐れあり	危険な場所から高齢者などは避難してください	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	災害に備え、避難行動を確認してください	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報	—
1	気象状況悪化の恐れ	災害への心構えをしましょう	早期注意情報	1相当	—	—

※市区町村が出す警戒レベル3または4(避難情報)で必ず避難しましょう
※気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に、自主的に早めの避難をしましょう